

蒲郡市公立学校特別活動（部・クラブ活動）事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 蒲郡市公立学校特別活動（部・クラブ活動）事業費補助金（以下「補助金」という。）は、蒲郡市公立学校設置条例（昭和39年蒲郡市条例第15号）第2条に規定する学校の学校教育活動の一環としての文化・体育クラブ活動及び各種大会等児童生徒派遣及び運営に係る経費を交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金交付の目的）

第2条 この補助金は、各種大会等への児童生徒の派遣及び運営に要する経費を補助することにより、学校教育における文化活動及び体育活動を奨励することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 補助金の交付対象者は、蒲郡市小中学校長会長（以下「校長会長」という。）とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 文化活動については、NHK・CBC・小中学校吹奏楽連盟が主催する大会
- (2) 体育活動については、愛知県中小学校体育連盟、東海中学校体育連盟又は日本中学校体育連盟主催の大会及び東海弓道連盟連合会主催の東海地区中学生弓道選手権大会又は公益財団法人全日本弓道連盟主催の全日本少年少女武道（弓道）錬成大会若しくは全国中学生弓道大会
- (3) 前2号に規定するもののほか、文化・体育活動の運営に係る事業

（補助対象経費及び補助基準）

第5条 補助対象経費及び補助基準は、次のとおりとする。

- (1) 市内で開催される大会の旅費については、各校の学校割・児童生徒割配分額の範囲内で支出することとする。
- (2) 東三河大会、県大会については、大会登録メンバー（補欠メンバーを含む。）の団体扱いの旅費
- (3) 東海大会・全国大会については、大会登録メンバー（補欠メンバーを含む。）

の団体扱いの旅費及び宿泊費。ただし、宿泊費については県外で必要と認められる場合に限り、蒲郡市職員の旅費に関する条例（令和8年蒲郡市条例第3号）及びこれに基づく規則による市長等以外の職員の宿泊料以内で実費を支給する。

(4) 前日練習に参加するための旅費は、大会の開催要項に前日練習の実施が明記されている場合に限り支給する。

(5) 県・東海大会及び全国大会の団体優勝については、別表に掲げる表彰費を支給する。

(6) 愛知県中学校総合体育大会の参加料

(7) 前条第3号に係る経費

(8) 指導に係る経費（指導者費）

(9) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和42年愛知県条例第4号）第8条第3項に定める「休日」に開催される大会の引率をする教員の旅費。宿泊費をとまなう場合は第3号の規定に準ずる。また前日練習に参加する場合は第4号の規定に準ずる。

(10) その他事業遂行に必要な経費

（補助の条件）

第6条 補助金の交付を受けた校長会長は、この要綱の定めに従い、その目的のために効果的に運用しなければならない。

（交付申請）

第7条 校長会長は規則第4条の規定による補助金等交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請書の提出時期は別に定める期日までとする。ただし、市外で開催される大会の旅費等については随時、校長会長が交付申請書に大会要項を添付し市長に提出することで別途補助が受けられるものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたものについて補助金の交付決定をするものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、交付申請書を提出した校長会長に対して補助金等交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の交付決定を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から7日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第10条 校長会長は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ補助金等変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定内容を変更し、又は条件を付することができるものとし、補助金等変更決定通知書(第5号様式)により、校長会長に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 校長会長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を得なければならない。

(事業遅延の報告)

第12条 校長会長は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条で定める実績報告書の様式は第3号様式のとおりとし、添付書類の様式は市長が別に定めるものとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ)の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、実績報告があったときは、内容を審査の上交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書(第4号様式)により、校長会長に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助金の交付は、補助金の額が確定した後に行うものとする。

ただし、校長会長が補助金の前払いを申し出たときは、その全部又は一部を前金払により交付することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、校長会長が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の

全部若しくは一部の交付決定を取消し、すでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (2) 補助事業に関する申請、報告及び施行等に不正があったとき。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

部・クラブ活動団体表彰

県大会優勝	20,000円
東海大会優勝	30,000円
全国大会優勝	40,000円